

総務産業常任委員会審査報告書

平成 29 年 6 月 19 日

飯綱町議会議長 寺島 渉 殿

総務産業常任委員会委員長 小林 佳子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 37 号	飯綱町農業委員会の委員の定数を定める条例	可決
議案第 38 号	飯綱町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	可決
請願第 2 号	農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

(赤文字のみを報告)

○議案第 37 号 飯綱町農業委員会の委員の定数を定める条例

質疑①：公選制から任命制となる改正の法律の根拠は何か。

回答①：「農業委員会等に関する法律」第 8 条が根拠となる。

質疑②：農業委員は全て公募で決めていくのか。

回答②：全て公募となるが、町長はあらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求めることができる。また、町のホームページで公募するので、推薦と応募になる。定数を超えた場合は選考規定により選定し、議会において同意を得て町長が任命する。定数を超えた場合の選考が難しい。調整には選考委員会の設置が必要。

質疑③：改正された農業委員会法では、委員の立場と権限はどうなるのか。

回答③：今までどおり、特別職の非常勤職員となる。

農業委員には農地法上の議決権はあるが、農地利用最適化推進委員には議決権はない。

質疑④：農業委員と農地利用最適化推進委員の委員がいるが、農業委員の任務に変わりはないのか。

回答④：変わらない。

質疑⑤：地区ごとの担当委員の配分は定数 16 名で問題はないか。

回答⑤：条例には記載はないが、答申書には今までの選出方式や推薦母体を変えないように考えた。

質疑⑥：現行組織では、農地部、農政部があるが変更するのか。

回答⑥：変更はない。他に女性部がある。推薦が難しい場合は、隣の地区との調整も必要となってくる。

質疑⑦：議会選出はないのか。

回答⑦：ない。

質疑⑧：定数割れした場合の対応はどのようにするのか。

回答⑧：中間発表で定数割れしている場合は再募集をする。

質疑⑨：委員は認定農業者でなければいけないのか。

回答⑨：16 名のうち、8 名以上は認定農業者でなければいけない。

市町村の認定農業者数が委員定数の 8 倍以下の場合は、議会の同意を得る中で下げることができる。また、認定農業者の OB や認定農業者と同レベルの農業者等の方は、認定農業者に準ずる者としてすることができる。

認定農業者に準ずるものを含めても半分に達しない場合には、議会の同意を得て、4 分の 1 以上の認定農業者で良いとなっている。

質疑⑩：認定農業者になることは難しいのか。

回答⑩：この法律改正は、農業委員を認定農業者で固めようとしている。

質疑⑪：農地相談等に対応するため、農業委員 16 名と農地利用最適化推進委員 8 名で網羅できるということか。

回答⑪：できる。例として、三水地区の農地利用最適化推進委員は、各大字から 1 名を推薦してもらう。

質疑⑫：委員報酬が低過ぎないか。

回答⑫：定数等検討委員会でも報酬についての話しはあったが、他市町村と比べる中で上げるという議論はしていない。最適化推進交付金活動費で 6,000 円の増、委員報酬で 30%アップとなる。

質疑⑬：活動費は活動内容によって差が付くのか。

回答⑬：基本的には実績になるが、活動内容に差がない場合は市町村の判断で一律配分しても良いとされている。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 38 号 飯綱町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

質疑①：組織的に委員長等は置くのか。

回答①：現段階では置かない。

質疑②：会議は 8 名で行うのか。

回答②：会議はない。

質疑③：農業委員会総会には同席するのか。

回答③：出席を求めたり、委員が出席して意見を述べることはできる。毎回出席するという事はない。

質疑④：一緒になって検討することはあっても、議決権も決定権もない。農業委員の補助員なのか。

回答④：現場を担当する。

質疑⑤：基本給は、農業委員と同額。能率給も町長の定める額となっているが、これも同額か。

回答⑤：同額である。最適化推進交付金があるが、成果と活動に対し 7 対 3 の割合で支給される。交付金は月に 1 日でも活動した場合、6,000 円が支給される。成果については、最大で 14,000 円支給されるが、担い手への農地の集積率や遊休農地の解消率を計算式に当てはめ計算される。条件が厳しく飯綱町では成果分は見込めない。

質疑⑥：成果分が交付された時はどのように配分するのか。

回答⑥：活動状況により支給するが、活動実績に差がなければ一律支給となる。

質疑⑦：活動日誌はつけるのか。

回答⑦：活動日誌はつける。最適化推進交付金は年度末に各委員に支払われる。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第 2 号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

質疑①：現行 7,500 円の支給で飯綱町は概算でいくら受けているか。また、戸別所得補償制度の復活を求めているが、どの程度の金額になるのか。

回答①：米の生産費を賄う金額を求めたい。最低でも元の 15,000 円。

質疑②：国の補助金は飯綱町にどのくらい交付されているか。

回答②：平成 27 年は 318 人に 9,340,500 円、平成 26 年は 464 人に 12,240,750 円、平成 25 年は 557 人に 32,980,500 円交付されている。

質疑③：経営安定対策交付金とは関係ないのか。

回答③：関係ない。

質疑④：請願名が「復活」ではなく「継続」になるのではないか。

回答④：戸別補償が 15,000 円から 7,500 円に減額されたものを、10a 当り 15,000 円に戻すので復活である。

経営所得安定対策になり、半額にされたものを補償制度に復活してくれという請願である。

質疑⑤：この所得補償制度は、将来、国の借金として残ってしまう問題点があると聞いている。本来、個人・企業が自己責任でお金をかけるところを補償したら、市場経済のルールに違反しているのではないか。経営がうまくいかなければ倒産するリスクがあるため、企業は努力する。失敗しても補償されるということで、生産意欲を失うことにもなる。

今後、農業を保護するのであれば農業を担っている専業農家を優先して保護してはどうか。

回答⑤：流通する価格を見ていくと下がるだけで増えることは無い。米は日本の主食なので守っていかなくてはいけない。生産費に合わない価格では米生産はできない。十分に審議をいただきたい。

反対討論：なし

賛成討論：行政報告のとおり、対象者、金額ともに減少している状況を放っておくと米作りが続けられない。農業者に対し所得を増やすことが大切。生産費と販売価格の差を埋める制度なので、この請願に賛成する。

賛成討論：制度がなくなると日本農業が崩壊しかねない。日本の食糧事情も悪化させる原因にもなりかねない。生産費を確保するためにも制度は必要なため、この請願に賛成する。

採決の結果：全員賛成で採択とした。